

平成24年度

佐賀県高校生海外留学等助成事業募集要項

社会経済のグローバル化が急速に進展する中、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力が高い、世界の舞台で活躍できる人材の育成が重要となっています。

このため、佐賀県教育委員会では、海外の生活を通して、国際的な視野と高いコミュニケーション能力を身につけさせることにより、将来、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、「外国で勉強したい」、「外国で自分の可能性を試してみたい」など意欲的な中学生及び高校生の海外留学等を支援する「佐賀県高校生海外留学等助成事業」を実施します。

1 対象生徒

次に掲げる学校に在籍している生徒です。

ただし、県外の学校に在籍している者については、保護者が県内に居住している者に限ります。

- (1) 高校生 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年次）又は専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）に在籍している生徒
- (2) 中学生 中学校、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校（中学部）（以下「中学校等」という。）に在籍している生徒

2 対象事業

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに出発する留学又は研修旅行で、次に掲げる要件に該当するものです。

ただし、研修旅行については、学校及び教育研究会各部会等が主催するものを除きます。

(1) 高校生の場合

- ① 留 学 外国の高等学校等への3月以上の留学

- ② 研修旅行 語学等の研修や国際交流等のために外国の高等学校や語学研修所等における学習又は交流事業等への参加を目的とする原則3週間以上3月未満の旅行
※ ただし、夏季休業期間外にあつては、教育長が必要と認める場合には、3週間未満の旅行も対象となります。

(2) 中学生の場合

- 研修旅行 語学等の研修や国際交流等のために外国の中学校や語学研修所等における学習又は交流事業等への参加を目的とする原則3週間以上3月未満の旅行
※ ただし、夏季休業期間外にあつては、教育長が必要と認める場合には、3週間未満の旅行も対象となります。

3 対象経費

往復渡航費、滞在費、授業料、事前研修費用、留学取扱団体のプログラム運営及びサポート費用及び保険料

4 助成金額

- (1) 留 学 50万円
(2) 研修旅行 10万円

ただし、自己負担金額が助成金額を上回っていること及び留学等に係る他の助成金を受給していないことが条件となります。

5 応募資格

次のすべての要件を満たす生徒です。

- (1) 留学等の出発時において「1 対象生徒」に該当すること。
この場合において、留学については、平成25年度に高校学校等への入学を予定している者についても、「1 対象生徒」に含むこととします。
また、研修旅行については、高等学校等卒業予定者に限り、「留学等の出発時」を「平成25年3月1日現在」と読み替えて取り扱います。
- (2) 在籍校の校長の推薦を受けていること。
- (3) 留学等が決定若しくは内定していること又は留学等へ応募済み若しくは応募を予定していること。
- (4) 助成金交付申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 提出書類

(1) 出願調書

(2) 留学等が決定若しくは内定していること又は応募済みであることを証明する書類の写し

ただし、留学等への応募を今後予定している場合は、提出する必要はありません。

(3) 平成25年度に高等学校等への入学を予定している者が留学する場合は、高等学校等に入学することを証明する書類の写し

7 応募期間

- ・ 最終提出期日は、原則として、出発日が属する月の前月の15日としますが、留学については平成24年12月15日を、研修旅行については平成25年1月15日とします。

ただし、平成24年4月1日に出発する場合は同日を、4月2日から4月30日までに出发する場合は出発日の前日を、5月1日から5月31日までに出发する場合は4月30日を、それぞれ最終提出期日とします。

- ・ 受付順に選考を行い、助成金額の予算に達し次第、募集を終了します。

8 複数回の応募の取扱い

過去に本助成金の交付を受けた者が応募する場合は、未受給者を優先します。

なお、研修旅行の助成金を既に受給した者が留学に応募する場合は、留学の未受給者として取り扱います。

また、英語圏と非英語圏を組み合わせた留学等の場合は、2回目の応募は

未受給者として取扱います。

9 書類提出先及び提出方法

- (1) 書類提出先 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県教育庁教育政策課
グローバル人材育成担当(平成24年4月1日から)
- (2) 提出方法 持参又は簡易書留郵便による郵送(締切日必着)
- (3) 受付時間 月曜日～金曜日 9時から17時まで

10 選考

応募資格を満たす出願者に対して、書類審査及び面接を行い、助成対象者を決定します。

11 結果通知

原則として毎月月末まで(平成24年4月出発を除く。)に本人に通知します。

なお、選考結果に関する問合せには回答できません。

12 助成対象留学生等・助成金受給者の義務及び協力

- (1) 留学等先においては、社会のルールを遵守し、学業に専念してください。
- (2) 留学等先において、学業を継続する見込みがなくなったときは、速やかに報告してください。
- (3) 帰国後、県教育委員会に留学の成果等について報告を行ってください。
- (4) 帰国後、県教育委員会が開催する留学等に関する説明会に協力してください。
- (5) 帰国後、在籍校の生徒に対して、留学等の経験を発表してください。

13 助成金受給決定の取消し及び助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は、受給決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めます。

- (1) 留学等ができないことが決定したとき。
- (2) 出発までに、助成金受給者としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 出願時に提出した書類に虚偽の内容があったとき。
- (4) 留学等先において、学業を継続する見込みがなくなったとき。

14 個人情報

提出された個人情報、厳正に管理し、本事業の目的以外に利用しません。

15 問合せ先

佐賀県教育庁教育政策課

電話 0952-25-7411 FAX 0952-25-7409